

建指第 1 号  
令和6年4月1日

一般社団法人茨城県建築士事務所協会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

建築士事務所登録申請手数料の改正について

本県行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県手数料徴収条例が改正され、下記の手数料が変更になりますので貴会員等にご周知させていただきますようお願いいたします。

記

1 改正となる申請手数料

名称	金額
建築士事務所登録申請手数料	一級建築士事務所：17,000 円 二級建築士事務所、木造建築士事務所：12,000 円

2 施行日

令和6年4月1日

お問い合わせ先  
茨城県土木部都市局建築指導課  
監察・免許担当  
TEL 029-301-4722